

## 第6回山ノ内町立小学校統合準備委員会 次第

日時 令和5年7月21日(金)

午後6時30分～

場所 文化センター3階ホール

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 委員委嘱

### 4 会議事項

#### (1) 報告事項

ア 統合準備委員会の運営について

資料1

イ 小学校統合に係る経過について

資料2

① 令和4年度統合準備委員会

② 山ノ内町立統合小学校整備計画案

③ 今年度の統合に係る経過

#### (2) 協議事項

ア 令和5年度統合準備委員会取組み内容について

資料3

### 5 その他

(1) 次回日程 令和 年 月 日

### 6 閉 会

令和5年度山ノ内町立小学校統合準備委員会名簿

職名	所属等	氏名	区分
委員長	元小学校長	原 隆文	(5)学識経験者
副委員長	町子ども会育成会連絡協議会長	中山 洋一	(1)小学校保護者代表
委員	東小学校PTA会長	関 光俊	(1)小学校保護者代表
委員	南小学校PTA会長	湯本 将平	(1)小学校保護者代表
委員	西小学校PTA会長	坂口 俊明	(1)小学校保護者代表
委員	山ノ内中学校PTA会長	佐藤 匡則	(1)中学校保護者代表
委員	志賀高原保育園保護者会長	小林 隆一	(2)保育園保護者代表
委員	かえで保育園保護者会長	青木 沙記	(2)保育園保護者代表
委員	ほなみ保育園保護者会長	阿部 次朗	(2)保育園保護者代表
委員	よませ保育園保護者会長	畔上 莞奈	(2)保育園保護者代表
委員	すがかわ保育園保護者会長	下田 晶子	(2)保育園保護者代表
委員	東小学校長	湯本 文洋	(3)小学校教職員
委員	南小学校長	中村 まゆみ	(3)小学校教職員
委員	西小学校長	齋藤 義和	(3)小学校教職員
委員	山ノ内中学校長	山口 近	(3)中学校教職員
委員	区長会会長（佐野区長）	春日 雅之	(4)地域住民代表
委員	区長会副会長（沓野区長）	湯本 弥助	(4)地域住民代表
委員	区長会副会長（横倉区長）	坂口 弘	(4)地域住民代表
委員	区長会副会長（須賀川区長）	吉池 茂敏	(4)地域住民代表
委員	コミュニティスクール コーディネーター	小河原 康貴	(4)地域住民代表
委員	主任児童委員	佐藤 重子	(5)学識経験者

○教育委員		○教育委員会事務局	
教育長	竹内 延彦	教育次長	田中 浩幸
職務代理	岩本 繁樹	学校教育係長	坂口 俊明
委員	堀米 ひろみ	教育指導主事	小林 妙子
委員	黒岩 博之	学校教育係	畔上 俊樹
委員	山本 均	学校教育係	宮崎 瑛

山ノ内町立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 山ノ内町立小学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、山ノ内町立小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関する事
- (2) 施設整備、設備備品等に関する事
- (3) 通学路及び通学方法に関する事
- (4) PTA、コミュニティスクール等学校関係組織に関する事
- (5) 児童及び保護者の交流事業に関する事
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者をもって組織し教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校及び中学校の保護者代表
- (2) 保育園の保護者代表
- (3) 小学校及び中学校の教職員
- (4) 地域の住民代表
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 必要に応じ、委員会に専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、統合小学校開校の前年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は委員の互選により委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に第3条で掲げた委員以外の専門的

知識を有する者を出席させ、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会  
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。

## 山ノ内町立小学校統合準備委員会運営要領

(趣旨)

第1条 山ノ内町立統合小学校準備委員会(以下「委員会」という。)の運営については、山ノ内町立小学校統合準備委員会設置要綱(令和4年山ノ内町教育委員会告示第17号)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(専門部会)

第2条 統合に関する課題の検討や調整を効率的に行うため、委員会に次に掲げる専門部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) 施設部会
- (3) PTA・地域部会
- (4) 通学・安全部会
- (5) 教育部会

2 専門部会に属する委員は、委員会委員から選任し、委員長が指名した者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長は、専門部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、必要があるときは、専門部会に委員外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7 部会における検討経過は、委員会に対して適宜報告をする  
(傍聴の許可)

第3条 会議は、委員長又は部会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、委員長又は部会長が会議に諮って秘密会としたときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴人受付簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

2 傍聴人は、前条の規定により、会議の非公開が決定された場には、直ちに退場しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、傍聴人の遵守事項等は、山ノ内町教育委員会傍聴人規則(昭和32年山ノ内町教育委員会規則第3号)第2条及び第4条の規定を準用する。

4 委員長又は部会長は会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

(会議資料の公表)

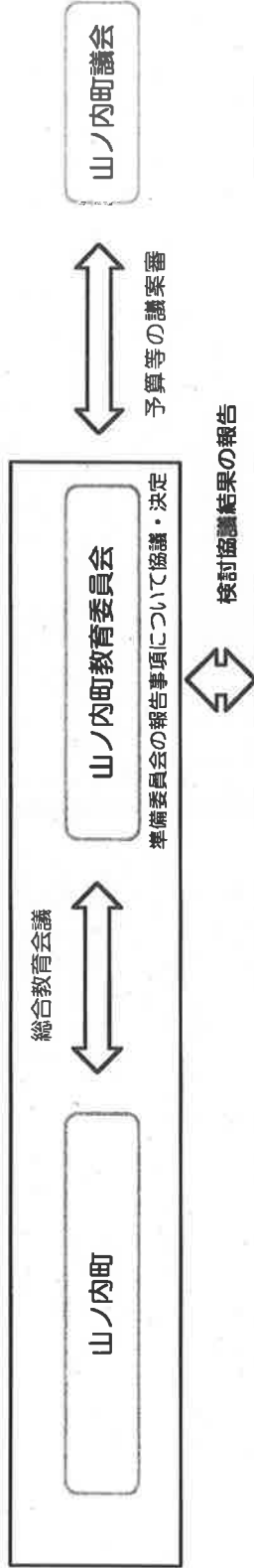
第5条 委員長及び部会長は、会議の資料を町公式ホームページ等により公表する。ただし、必要があると認められる場合は、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

附 則

この要領は、令和4年12月13日から施行する。

山ノ内町立小学校統合準備委員会の概要図

資料 1-3



山ノ内町立小学校統合準備委員会（令和4年度設置）		山ノ内町立小学校統合準備委員会（令和5年度設置）	
山ノ内町立小学校統合準備委員会（令和4年度設置）		山ノ内町立小学校統合準備委員会（令和5年度設置）	
山ノ内町	山ノ内町教育委員会	山ノ内町	山ノ内町教育委員会
<p>○山ノ内町立小学校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討協議し、その結果を教育委員会に報告する。            専門部会代表者による代表者会議を開催し、各専門部会の進捗状況の確認、情報の共有を図る。            【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校及び中学校の保護者代表、保育園の保護者代表、小学校及び中学校の教職員、地域の住民代表、学識経験者、公募に応じた者、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。</li> <li>・委員長（1名）会務を総理し、委員会を代表する。</li> <li>・副委員長（1名）委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</li> </ul> <p>○令和5年度より専門部会を設置し、各専門部会で所掌する事項について検討協議を行う。            各専門部会の代表者は代表者会議に出席し、各専門部会の協議結果について報告する。            【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の委員は統合準備委員会委員から選任し、統合準備委員会委員長が指名した者で構成する。</li> <li>・部会長（各1名）会務を総理し、部会を代表する。</li> <li>・職務代理（各1名）部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。</li> </ul>			
<p>事務局（教育委員会）庶務、準備委員会開催準備、情報公開、関係団体の調整、予算要求、施設整備</p>			
専門部会（令和5年度設置）		専門部会（令和5年度設置）	
職務部会	施設部会	PTA・地域部会	通学・安全部会
<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校名、校歌、校章</li> <li>・開校開校式典行事</li> <li>・旧校の財産</li> <li>・跡地（校舎含む）利用</li> <li>・運動着、ランドセル 等</li> </ul>	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎整備</li> <li>・運動施設整備</li> <li>・建設用地 等</li> </ul>	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA組織運営(組織・規約等)</li> <li>・PTA組織交流活動</li> <li>・コミュニティスクール</li> <li>・児童クラブ 等</li> </ul>	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の選定</li> <li>・通学路安全対策</li> <li>・スクールバス通学区域の選定</li> <li>・スクールバス運行経路</li> <li>・スクールバス乗車基準 等</li> </ul>
			<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程、学校行事</li> <li>・学校保健</li> <li>・教材、教員</li> <li>・児童の交流活動</li> <li>・設備及び備品計画 等</li> </ul>

## 令和4年度統合準備委員会の経過について

- R4.12.23 第1回統合準備委員会** 統合準備委員会の設置・運営について等元小学校長の原氏を会長に子ども会育成会連絡協議会長の金井氏を副会長として、PTA 会長、保育園保護者会長、学校長、区長会など 21 名で組織する統合準備委員会を設立。1 回目はこれまでの統合検討の経過と準備委員会の運営や統合小学校整備計画を協議。
- R5.1.12 準備委員会研修（オンライン講演会）**  
信州大学教職支援センター 荒井英治郎准教授による「地域でこれから学びのあり方を考える」をテーマとした研修会を実施。
- R5.1.18 統合進捗状況を住民に広く情報配信するため、町ホームページに統合に関する特設ページを設け、統合準備委員会の検討状況を掲載。**
- R5.1.25 第2回統合準備委員会**  
統合小学校整備計画（素案）と準備委員会の活動スケジュールについて協議。各グループに分かれ「どのような子どもに育てたいか、どのような学校にしたいか」をテーマにワークショップ方式で意見交換を実施。
- R5.2.10 第3回統合準備委員会**  
統合小学校整備計画（素案）の協議と各グループに分かれ、重点となる教育や小中連携の考え方をテーマにワークショップ方式で意見交換を実施。
- R5.2.27 第4回統合準備委員会**  
統合小学校整備計画（素案）と令和5年度に向けた統合準備委員会委員構成を協議。
- R5.3.9 第5回統合準備委員会**  
第4回会議で協議した統合小学校整備計画（素案）の修正版を計画（案）としたものを協議し承認された。また、5年度以降の準備委員会体制を確認した。5年度は、この整備計画（案）をもって地域への説明と専門部会編成を進めることを確認した。

## 山ノ内町立小学校適正規模・適正配置の経過

### 1 北西小学校統合まで

- (1) H25. 6 保・小の保護者を対象に「小学校の教育に関するアンケート」を実施  
H25. 11 住民アンケート（500人抽出）を実施  
⇒ アンケート結果を受け教育委員会は「段階的に統合し、いずれは一校統合の方向で進めていきたい。」とする
- (2) H27. 3 適正規模適正配置等審議会答申
- ・ 1学級当たりの児童数は20～30人、また、学級数は、2学級以上が望ましい。
  - ・ 4小学校をできるだけ早く1校にすることが望ましい。
- (3) H27. 8 総合教育会議
- ・ 北小学校と西小学校の統合
  - ・ 一校統合は、平成34年度を目標とする
  - ・ 小中連携教育実施のため、中学校敷地内に小学校校舎を増築
- (4) 平成27年度 小学校設置条例改正が議会で可決
- (5) H29. 4. 1 北西小学校統合 (H29. 3. 31 北小学校閉校)

### 2 一校統合に向けて 統合小学校の場所及び時期について

- (1) H29. 8 総合教育会議
- ・ 出生数50～60人が継続する見込みとなったときは、改めて一校統合を進める。

### 3 「適正規模及び適正配置にかかる基本方針」策定

- (1) R2. 8 総合教育会議
- 「統合の時期」「統合の場所」「小中一貫教育について」定例教育委員会で「小中一貫教育校化について（メリットとデメリット）」「小中一貫校・義務教育学校の違い」説明
- (2) R3. 2 「適正規模及び適正配置に係る基本方針（案）」提示
- V 適正規模及び適正配置の今後の具体的な取組
- 3小学校は令和8年度を目途に統合し、位置は山ノ内中学校敷地もしくはは社会体育館が解体され、レッドゾーンが解消されることを前提とした東小学校のいずれかとする。



(3) 令和3年度 説明会

- |          |                     |     |      |
|----------|---------------------|-----|------|
| ① 地区懇談会  | 東部（2か所）、南部、西部、北部で開催 | 参加者 | 84名  |
| ② 教育懇談会  | 上条研修センター、北部公民館で開催   | ”   | 16名  |
| ③ 保護者懇談会 | （3小学校）              | ”   | 39名  |
| ④ ”      | （5保育園）              | ”   | 208名 |

(4) R3.8～保育園保護者へ統合等についてのアンケートを実施（200人回答）

- |                 |      |     |
|-----------------|------|-----|
| ① 小学校統合について賛否   | 賛成   | 78% |
| ② 統合小学校の位置について  | 中学敷地 | 65% |
| ③ 徒歩通学対象の距離について | 3km  | 40% |

(5) R4.3 総合教育会議「適正規模及び適正配置に係る基本方針修正案」

V 適正規模及び適正配置の今後の具体的な取組

- 3小学校の統合位置は山ノ内中学校とし、統合小学校整備計画の策定及び開校年度の決定をする。
- 小中連携教育を更に推進することとし、山ノ内町の魅力・特色を生かした教育の在り方を検討する。
- 統合準備委員会を設置し、課題の検討・整理を行うとともに円滑な統合に向けた準備を進める。

※修正理由 ・開校年度は明記しない。「令和8年度を目途に」→8年度開校と理解した人があった。校舎建設方法により、必要な準備（工事）期間が変わる。

整備計画を策定したうえで、開校年度を改めて示すようにしたい。

- ・当初、1学年3学級規模の校舎を必要としてきたが、2学級規模となる見込み。中学校敷地でも統合小学校の新校舎を建設することは可能。保護者の半数以上が「中学校敷地」を希望している。
- ・小中一貫教育・義務教育学校について、さらに議論を深めて判断していく必要がある。中学校敷地に統合小学校を開校しその利点を生かして小中連携を実践しながら将来的に義務教育学校への移行の可能性を残して、引き続き議論していく。

(5) 令和4年3月 「適正規模及び適正配置に係る基本方針」策定

- ・統合小学校整備計画の策定
- ・統合準備委員会設置

資料2-3  
既存小学校比較一覧【小学校統合関係】

項目(大)	項目(小)	東小学校	南小学校	西小学校
校舎	建築年	○ S56	◎ H1	○ S60
	使用年数	○ 42	◎ 34	○ 38
	大規模改修	△ 未	△ 未	△ 未
	大規模改修目標実施年度	△ 令和3～5年度	△ 令和11年度	△ 令和7～8年度
	大規模改修概算費用	△ 14億8900万	○ 9億4300万	○ 8億9300万
外部空間	校庭・中庭	○ やや狭い	○ やや狭い	◎ 広い
	プール	○ 既設プールあり(25mプール) 改修必要	○ 既設プールあり(25mプール) 改修必要	○ 既設プールあり(25mプール) 改修必要
	駐車場	△ 狭い(近接用地なし)	△ 狭い(近接用地なし)	○ 狭い(近接用地あり)
	工事期間	◎ 非常に短期間	○ 短期間	○ 短期間
建設	コスト(イニシャル)	○ 改修のみとなるが改修費用が高い	○ 改修および一部増築	○ 改修および一部増築
	仮設校舎	△ 仮設校舎が必要	△ 仮設校舎が必要	△ 仮設校舎が必要
	コスト(ランニング)	△ 30年前の環境性能	△ 30年前の環境性能	△ 30年前の環境性能
維持管理	長寿命化	△ 長寿命化工事が必要	△ 長寿命化工事が必要	△ 長寿命化工事が必要
	自然災害による被災リスク	× 急傾斜地警戒区域(イエロー) 急傾斜地特別警戒区域(レッド)	△ 土石流警戒区域(イエロー)	△ 土石流警戒区域(イエロー)
道路事情	洪水災害区域指定状況	◎ なし	× 洪水浸水想定区域(三沢川)	◎ なし
	スクールバス運行に伴う状況	× 周辺道路が狭い。 中型バスのすれ違いができない。 観光による車両との混雑が予想される。	△ 周辺道路が狭い。 中型バスのすれ違いができない。	◎ 歩道が整備された国道403号があり アクセス良好
公共交通事情		△ 駅なし	◎ 駅なし	◎ 長野電鉄夜間瀬駅(徒歩5分)
評価点		24	25	32

◎:3点 ○:2点 △:1点 ×:0点

2023/7/21

■統合小学校づくりのコンセプト(考え方) ※統合小学校整備計画(案)より抜粋

- ① 「山ノ内町の自然・文化」を学ぶ学校
- ② 多様な個性を尊重し、一人ひとりの居場所がある学校
- ③ みんなが意欲的に学べる学校
- ④ 世の中の変化に柔軟に対応できる持続可能な学校
- ⑤ 地域とともにある学校
- ⑥ 安心してのびのび過ごせる学校
- ⑦ 小中連携を進める学校

■比較表

項目(大)	項目(小)	対応コンセプト	中学校敷地【新築】	西小学校【改修+増築】
概要			中学校敷地内に、中学校に隣接する形で小学校を新築	既存西小学校を統合小学校にふさわしい環境性能、学びの空間に改修 【主な改修内容】 ・外壁、屋根の全面補修 ・開口部・サッシの全面交換 ・平面計画変更とそれに伴う内装・設備改修 ・不足するスペースを一部増築
人的交流	小中学校の交流・連携	⑦	◎ 同一敷地内にあることで活発化	× 別敷地、距離もあり日常的な交流は困難
	地域住民	⑤	◎ 周辺人口が多く、旧南・東小エリアも徒歩圏内	△ 周辺は農地が多く、中学校敷地周辺に比べて近隣住民の絶対数が少ない
	町外(観光客等)	①	◎ 観光の玄関口に近接(湯田中駅)教育の一環として国際交流も期待できる	× 町外住民との交流の可能性は限定的
ESD教育の環境(国際教育舎)		①④⑤⑥	◎ 山ノ内町の特徴である農業(果樹畑)・観光施設が近接している	○ 果樹畑の豊かな自然に囲まれている
教育空間	個別学習と協働学習	②③	◎ 新築で自由に計画可能で、教育空間の魅力を最大化	△ 既存空間を改修するため制約がある
	アクティブラーニング	②③	◎ 新築で自由に計画可能で、教育空間の魅力を最大化	△ 既存空間を改修するため制約がある
	ICT教育環境	②③	◎ 新築で自由に計画可能で、教育空間の魅力を最大化	△ 既存空間を改修するため制約がある
外部空間共用設備	校庭・中庭	①②⑥	○ コンパクトな校庭+中庭(広大な中学校校庭を共用することで運動会などのイベントを行うことも可能)	◎ 大きな校庭を有する
	プール	②③	△ 敷地内整備のスペースの制約があり実現性要検討(民間・公共施設(既存小学校施設利用含む)の活用、中学校校庭設置など検討の余地あり)	○ 既存施設利用が可能(建設から30年以上が経過しているため、今後改修や再整備が必要になる可能性あり)
	給食センター	④⑤⑦	◎ 最新設備、適正規模の新施設を整備	△ 既存利用。給食数に対して設備が過大で維持管理上の負担がある
	職員駐車場	-	○ 敷地内に整備	○ 既存駐車場を活用(台数に制限あり)
建設	学校運営(工事期間中)	-	○ 校舎の建設が終わってから、統合小学校を開校できるため、工事期間中の小学生への影響は無い隣接する中学校は敷地内で工事を行うことになる	× 改修工事中は西小が一部または全体を使用できなくなる可能性があるなど学校運営に影響が出る(工事計画によって仮設校舎建設の可能性あり)
	工事期間	-	○ 解体・新築を一連の流れで行うが、1~2年程度の工事期間が必要	◎ 新築に比べて工事期間は短い(ただし学校運営に影響がある)
	コスト(イニシャル)	④	△ 新築で規模が大きい分建設コストがかかる	○ 改修のみのため新築に比べるとコストが低い(築35年以上経過し、全面的な補修が必要。環境性能を新築に近づけると大規模な改修になる)
環境性能維持管理	環境性能とコスト(ランニング)	①④⑥⑦	◎ 最新の建築技術を導入することにより高い環境性能 今後数十年以上にわたりランニングコストを圧縮できる	△ 改修を行うことで環境性能の向上を図るが、新築より性能が劣り比較的ランニングコストがかかる
	長寿命化	④⑤⑥⑦	◎ 2100年までの活用を視野に入れた設計	△ 現時点で築35年以上経過(法的耐用年数は47年または60年) 長期的に考えると建て替えや定期的な改修が必要になる
長期的なライフサイクルコストでは新築の方が優位性がある可能性あり				

## 令和5年度小学校統合準備委員会取り組み内容

## 1 統合小学校整備計画について

(1) 令和4年度にまとめた計画(案)の整理について

ア 魅力ある学校教育

イ 財政面からの考察…①中学校敷地に新設の場合 ②既存校舎リノベーションの場合

ウ 計画案の変更・修正の必要性

## 2 住民との懇談会・意見聴取について

(1) 懇談会の開催 8月～10月

対象：住民、区長会、小中学校PTA・保護者、保育園保護者、育成会

(2) アンケートの実施 9月～10月

対象：住民、園児・児童生徒

## 3 統合準備の進捗状況の情報発信

(1) 発信の内容

- ・準備委員会の会議結果
- ・議論の進捗状況
- ・住民懇談会の進捗状況
- ・そのほか統合に関すること

(2) 発信方法

- ・広報やまのうち(月1回)・伝言板(月2回)
- ・町ホームページ、町公式LINE、戸別受信機・すぐメール
- ・オクレンジャー(保護者あて)

(3) 発信計画

- ・8月9日 広報伝言板 第6回統合準備委員会の結果
- ・8月25日 広報やまのうち 統合の進捗状況(懇談会の結果、懇談会予定)
- ・9月11日 広報伝言板 //

## 4 統合に向けた会議

(1) 統合準備委員会(予定)

9月 第7回 統合の進捗状況、統合委員会専門部会の役割・編成案  
部会長案、部会検討事項の確認（統合準備委員の拡大）につ  
いて

12月 第8回 意見のとりまとめ結果  
整備計画案の見直しの検討  
小学校統合に向けた方針の検討（令和5年度中）  
・魅力ある学校教育方針は  
・統合小学校の位置は

(2) 統合準備委員会専門部会（予定）

令和6年1月 専門部会代表者会議の開催（適宜）

## 統合小学校にかかる懇談会日程

7月21日 現在

月日	曜日	時間帯	時間	対象	会場・人数	人数
7月22日	土	夜	18:30	前坂区	前坂研修センター	11
7月23日	日	午前	11:30	夜間瀬本郷区	夜間瀬本郷区民会館	8
		夜	19:00	戸狩区	戸狩公会堂	14
7月25日	火	夜	19:00	杓野組	杓野伝習館	20
7月27日	木	夜	19:30	横湯組	渋コミュニティセンター	10
		夜	19:00	湯田中区	共益会館	16
8月3日	木	夜	19:00	菅区・寒沢東区	菅集落センター	10
8月4日	金	夜	19:00	穂波温泉区	穂波コミュニティセンター	15
		夜	18:30	須賀川区	すがかわふれあいセンター	25
8月6日	日	夜	19:00	宇木区	宇木区民会館	16